

(別紙1 事業者が実施する業務と県の実施する業務の区分)

(再整備期間における業務の区分)

		再整備	運転管理	巡視 保守 点検	軽微な修繕	修繕	更新	漏水対応	ユーティリティ の調達	保安	緊急時の対応	料金収受
豊橋 浄水場	既存施設 (再整備対象)	事業者	事業者	事業者※2	事業者	県	県	—	県	県※3	県※4	県
	既存施設 (再整備対象外)	—				事業者	事業者					
	新施設※1					県	県					
森岡取水場												
豊橋南部浄水場												
大清水取水場												
万場調整池取水塔												
場外管路		—				県	県	県	—	—		
関連施設		—	—	—	—			—	—			

※1 豊橋市と共同で使用する施設を含む。

※2 法定点検は、県が担う。

※3 事業者が使用する施設の保安は、事業者が担う。また、豊橋浄水場には、2024 年 10 月現在、機械警備システム等を設置しており、豊橋浄水場再整備業務の実施に伴ってこれらの設置位置を変更する必要がある場合には、県がこれらの設置位置を変更する。

※4 豊橋浄水場運転管理業務及び豊橋南部浄水場運転管理業務の一環として実施する、応急措置は事業者が担う。

(別紙1 事業者が実施する業務と県の実施する業務の区分)

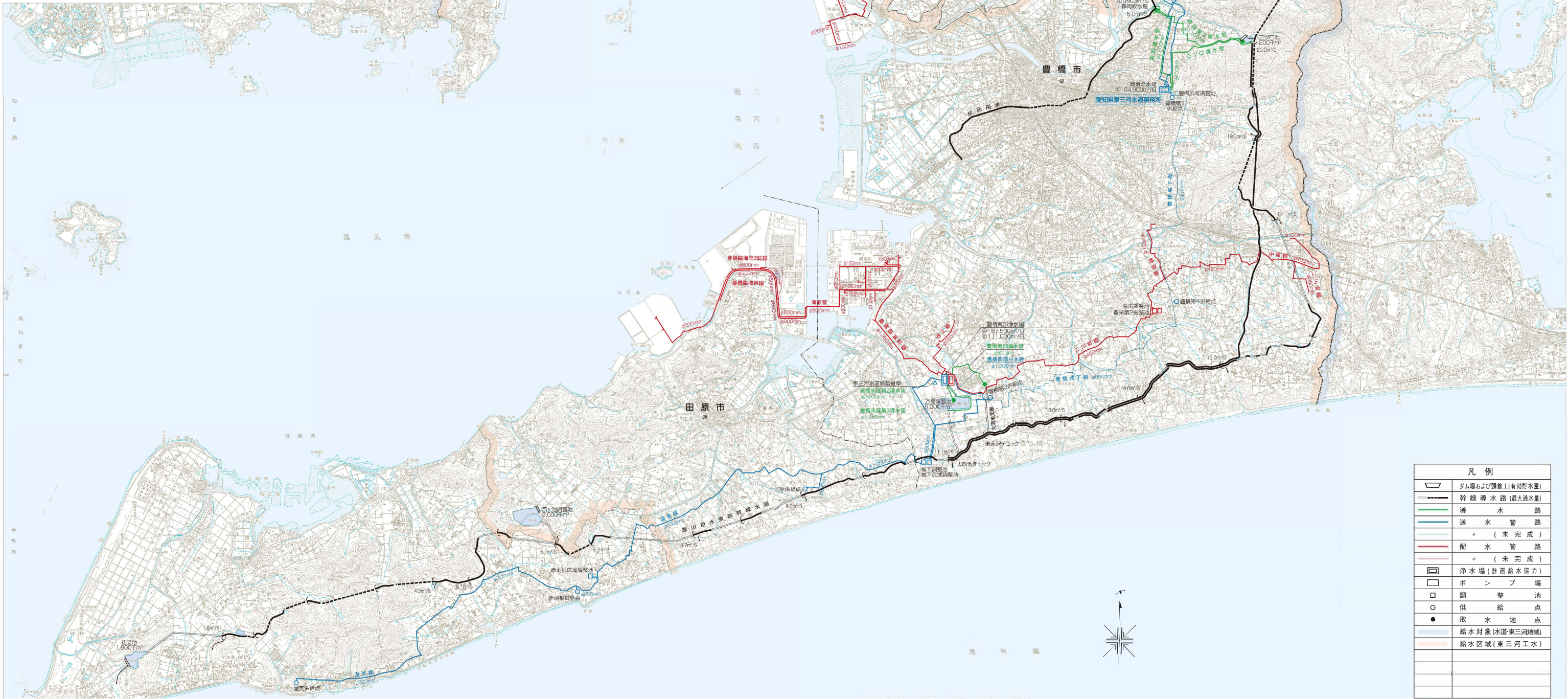
(運営期間における業務の区分)

		再整備	運転管理	巡視 保守 点検	軽微な修繕	修繕	更新	漏水対応	ユーティリティ の調達	保安	緊急時の対応	料金収受
豊橋 浄水場	既存施設 (再整備対象)	—	事業者	事業者	事業者	事業者	事業者	—	事業者	事業者	事業者	県※2
	既存施設 (再整備対象外)											
	新施設※1											
森岡取水場												
豊橋南部浄水場												
大清水取水場												
万場調整池取水塔												
場外管路			—									
関連施設		—	—	—	—	—	—	—	—	—		

※1 豊橋市と共同で使用する施設を含む。

※2 事業者は、利用者から利用料金を収受する。県は、利用料金収受代行業務を事業者から委託され、受水市町村及び工業用水使用者から収受する料金と併せて、利用料金の収受を行う。

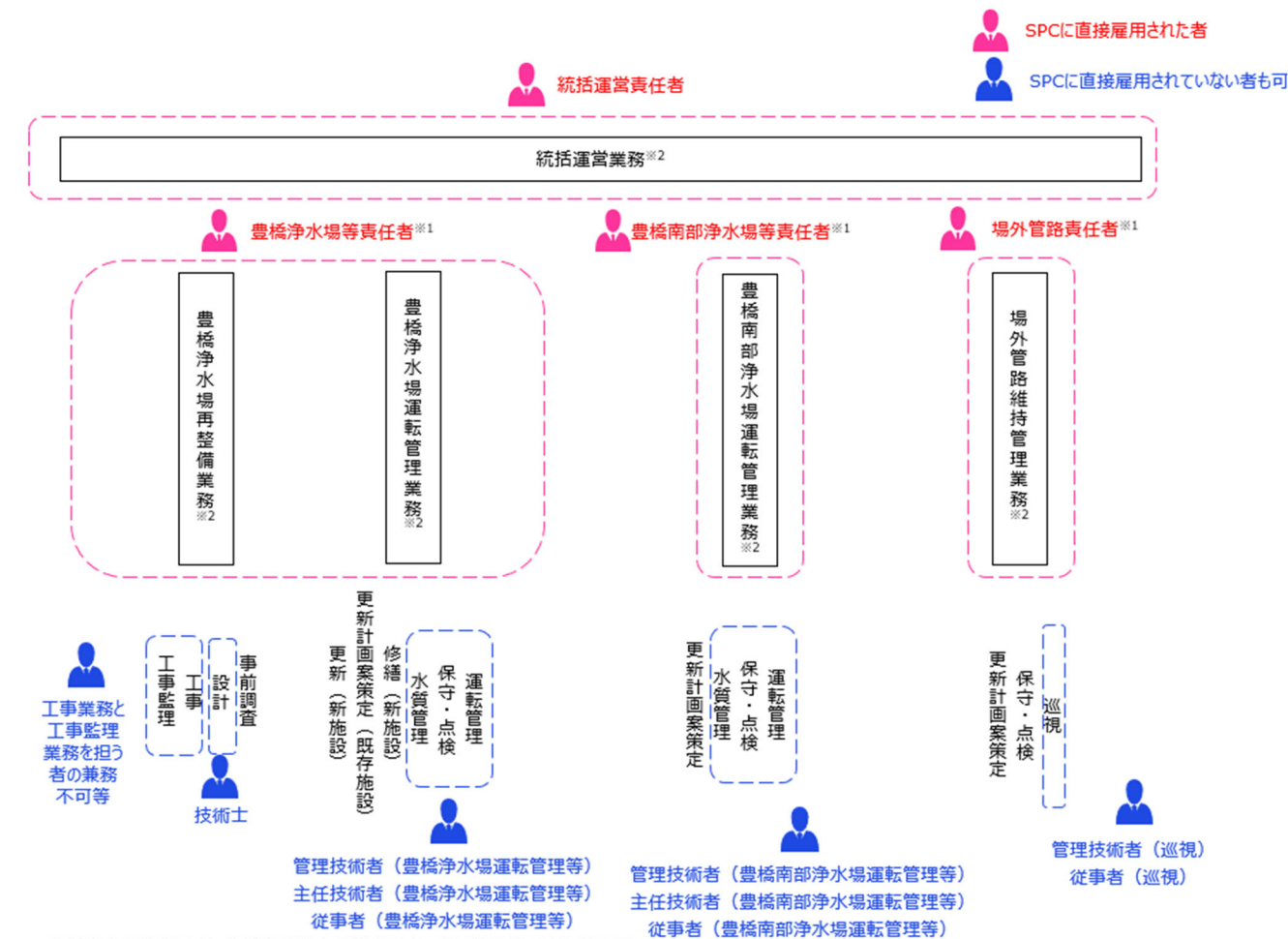
(別紙2：東三河上水道・工業用水道事業管内図)



※本別紙では、「森岡第1導水管」を「森岡導水管」、「豊橋南部第1導水管」を「豊橋南部導水管」として記載している

(別紙3 事業者を求める本事業の実施体制の概要)

【再整備期間における実施体制】

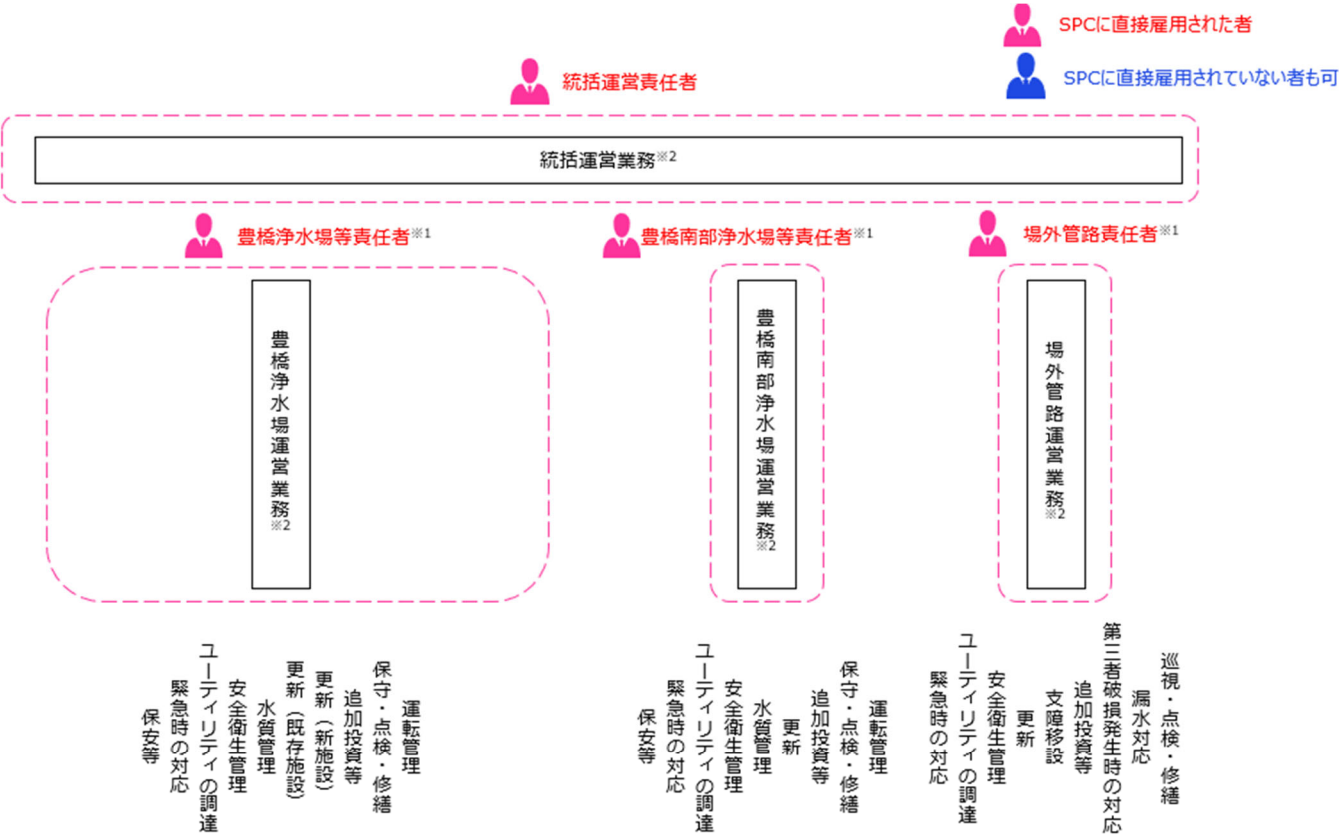


※1 豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者は兼務可

※2 各業務について、関係法令に規定された者を配置すること。(例：建設業法において配置が求められる各種技術者)

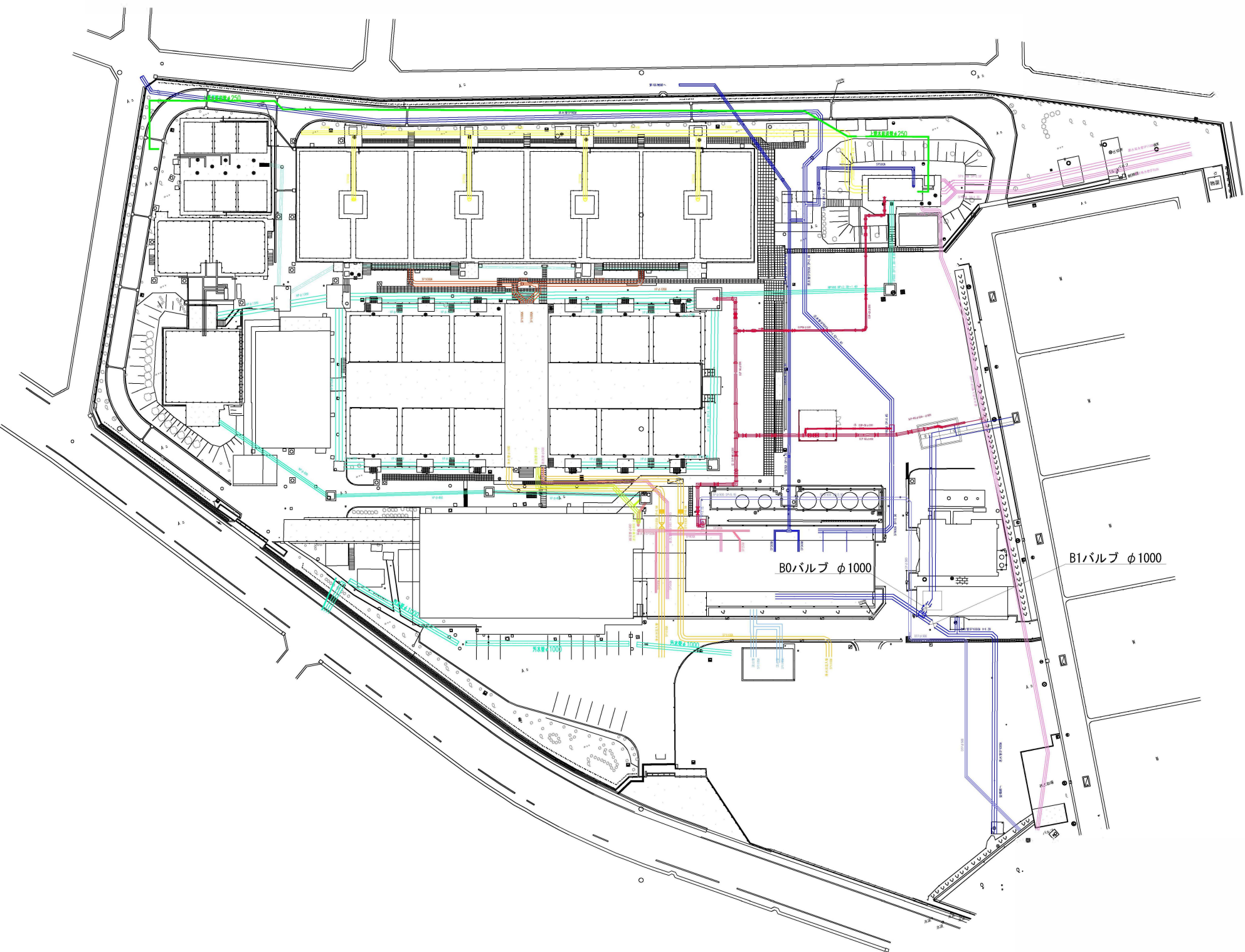
(別紙3 事業者を求める本事業の実施体制の概要)

【運営期間における実施体制】

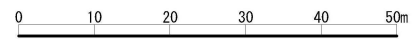


※1 豊橋浄水場等責任者、豊橋南部浄水場等責任者、場外管路責任者は兼務可

※2 各業務について、関係法令に規定された者を配置すること。(例：水道法において、水道施設運営等事業に1人配置することが求められる水道施設運営等事業技術管理者)



- 導水管
- 沈澱池流入管
- 沈澱水管
- 流出管
- 浄水管
- 連絡管
- 送水管
- 揚水管
- 越流管
- 表洗管
- 逆洗管
- 上澄水返送管
- 排水・排泥管
- 豊橋城下線流入管



工 事 名	
図面名称	一般平面図（現況）
工事場所	豊橋市東小鷹野二丁目地内
縮 尺	(A1) S=1:500
図面番号	
愛知県企業庁水道部水道計画課	